

総社市都市計画審議会委員名簿

氏名	役職等	備考
中村 安行	総社市農業委員	
定井 正雄	総社市土地改良区 理事長	
岡田 孝文	弁護士 (～令和7年5月)	
岩本 崇央		
◎西川 博美	岡山県立大学 教授	
○穂苅 耕介	岡山県立大学 准教授	条例第3条第1項第1号 (学識経験を有する者)
堀 弘実	一級建築士	
小松 恵美子	一級建築士	
井田 真理子	宅地建物取引士	
石原 和則	総社商工会議所 専務理事	
内藤 隆志	S-スタマネージャー	
村木 理英	総社市議会 議長 (～令和7年10月)	条例第3条第1項第2号 (市議会の議員)
三上 周治	総社市議会産業建設委員会 委員長 (～令和7年10月)	
三宅 啓介	総社市議会 議長 (令和7年10月～)	
加藤 保博	総社市議会産業建設委員会 委員長 (令和7年10月～)	
松浦 茂晴	総社警察署 署長	条例第3条第1項第3号 (関係行政機関の職員)
光畠 一良	備中県民局建設部 部長 (～令和7年3月)	
清水 一仁	(令和7年4月～)	
金丸 由記子	市民	
栢原 優子	市民	条例第3条第1項第4号 (市民)
板野 敬二	市民	
高谷 啓道	市民	
福元 紳之介	市民	

◎：審議会会長

○：会長職務代理

総社市都市計画審議会条例

平成17年3月22日 条例第192号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、総社市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、都市計画に関する事項について市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員19人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市議会の議員
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市民
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、その身分により委員に委嘱された者については、その身分に変更があったときは、当然退職するものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、前条第1項第1号に掲げる者として委嘱された委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設部において所掌する。

(その他)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成18年12月27日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。